

【行政情報】

● メールでの供託所の所在地の提供、書面等での承諾が必要に：国交省

政府は 8 月 27 日、供託建設業者や供託宅地建物取引業者が、発注者または買主に書面に代えて電磁的方法（電子メール等）により供託所の所在地等を説明する場合に、発注者または買主から承諾を得る方法を定める政令を閣議決定した。施行日は 9 月 30 日。

建設業者や宅建業者は、予め発注者や買主に電磁的方法の種類と内容を示した上で、書面等で承諾を得なければならないとした。ただし、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合は、電磁的方法による提供はできない。

これまでは、建設業者や宅建業者は、発注者また買主に契約締結までに書面を交付して供託所の所在地等を説明することとされていたが、5 月の改正法により、発注者または買主の承諾を得た場合には、書面に代えて電磁的方法（電子メール等）により提供することが可能となった。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「省 CO₂先導プロジェクト 2021」「既存建築物省エネ化推進事業」の採択 PJ が決定：国交省

国土交通省は 8 月 25 日、「省 CO₂先導プロジェクト 2021」の採択プロジェクト 56 件（一般部門 6 件、中小規模建築物部門 1 件、LCCM 住宅部門 48 件、賃貸住宅トップランナー事業者部門 1 件）、および「既存建築物省エネ化推進事業（建築物の改修工事）」の採択プロジェクト 64 件を発表した。

同省では、省エネ・省 CO₂ に係る先導的な技術を導入した住宅・建築物のリーディングプロジェクト、および民間事業者等が行う既存建築物の省エネルギー性能の向上に資する改修等における建設工事費等の一部を支援しており、それぞれの支援事業の第 1 回公募を 4 月 19 日から年 5 月 31 日まで実施し、学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、採択プロジェクトを決定した。

[「既存建築物省エネ化推進事業」採択事業一覧](#)

[「省 CO₂先導プロジェクト 2021」採択プロジェクト一覧①](#) [②](#)

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 空家法に基づく措置累計 27,322 件、特定空家等に：国交省

国土交通省は 8 月 25 日、「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」の 2021 年 3 月 31 日時点の全国の市区町村の施行状況等を発表した。

空家法が施行された 2015 年度から 2020 年度までに、全国の 1741 の市区町村のうち空家等対策計画は 1,332 市区町村（77%）で策定され、法定協議会は 907 市区町村（52%）で設置された。また、空家法に基づく措置が 27,322 件の特定空家等に講じられた（助言・指導が 24,888 件、勧告が 1,868 件、命令が 215 件、行政代執行が 92 件、略式代執行が 259 件）。さらに、空家法に基づく措置や市区町村による空き家対策によって 112,435 件の管理不全空き家の除却等が進んでいる。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の対策をとりまとめ：国交省 他

国土交通省・経済産業省・環境省は 8 月 23 日、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」をとりまとめ公表した。3 省は、4 月から「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において、6 回の議論を重ね今回の取りまとめに至った。

今後目指すべき住宅・建築物の姿として、2030 年には「新築される住宅・建築物について ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保され、新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が導入されていること」、2050 年には「ストック平均で ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保され、導入が合理的な住宅・建築物において太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となること」が挙げられた。

また、省エネ対策等の取組の進め方として、「2025 年度に住宅を含めた省エネ基準への適合義務化」「遅くとも 2030 年までに省エネ基準を ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能に引き上げ・適合義務化」「将来における設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、太陽光発電設備の設置促進の取組を進める」が挙げられた。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 主要都市の住宅地は前期に引き続き上昇地区数が増加、地価 LOOK：国交省

国土交通省は 8 月 20 日、2021 年第 2 四半期の地価 LOOK レポートの結果を発表した。

主要都市の高度利用地等(全国 100 地区)における 4 月 1 日～7 月 1 日の地価動向は、上昇地区数が 28 地区から 35 地区に増加し、横ばい地区数が 45 地区から 36 地区に減少し、下落地区数が 27 地区から 29 地区に増加した。住宅地では、下落地区数が前期に引き続き 0 地区となり、横ばい地区数が減少し上昇地区数が更に増加した。商業地では、大きな変化はないが、一部で弱い動きが見られた。

主な要因として、住宅地では、マンションの販売状況が堅調な中、事業者の素地取得の動きが回復している地区が増加していること、商業地では、新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗等の収益性が低下し下落している地区があることが挙げられた。

[報道発表資料：国土交通省](#)